

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(令和5年7月7日長崎県議会告示第3号)

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和5年長崎県条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告(以下第4条及び第6条において「報告」という。)は、請負状況等報告書(第1号様式。以下「報告書」という。)により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正(以下第3条において「訂正」という。)は、訂正届(第2号様式。以下「訂正届」という。)により行わなければならない。

(報告書の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に当該一覧を訂正するときは、訂正の箇所に、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

(報告書等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条及び第6条において「閲覧」という。)は、報告をすべき期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 報告書及び訂正届は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 報告書及び訂正届は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告書等の写しの交付)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)により行わなければならない。

(期限等の特例)

第6条 報告をすべき期限が、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和5年7月7日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

年 月 日

長崎県議会議長 様

長崎県議会議員 _____ □

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

(注) 契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

長崎県議会議長 様

長崎県議会議員 ☐

訂正届

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

年 月 日

長崎県議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

_____ () _____ □

複写申込書

長崎県議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲